

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課小・中・高校担当
内線番号	4517

No.	項目	内容
①	処分名	私立学校の設置廃止、設置者の変更等の認可(高等学校)
②	法令名	学校教育法
③	法令番号	昭和22年法律第26号
④	根拠条項	第4条第1項第3号
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)、及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。 (3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校設置基準 (平成16.3.31文部科学省令第20号) ・高等学校通信教育規程 (昭和37.9.1文部省令第32号) 京都府私立高等学校の設置等認可に関する審査基準 (平成18.4.1制定)
⑧	経由機関名	—
⑨	協議機関名	京都府私立学校審議会(諮問機関)
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間) <ul style="list-style-type: none"> ・原則、開設年度の前年度の8月31日 ・開設年度の前年度の3月31日(定員減の場合)
		経由機関 <ul style="list-style-type: none"> ・開設年度の前々年度の12月31日【約6箇月】 ・開設年度の前年度の4月30日(校舎等の建築を伴わない場合)【約2箇月】 ・開設年度の前年度の1月31日(定員減の場合)【約5箇月】
		協議機関 <ul style="list-style-type: none"> ・1～9箇月
		当該処分期間 <ul style="list-style-type: none"> ・原則、申請のあった日から、開設年度の前年度の8月31日まで ・開設年度の前年度の3月31日まで(定員減の場合)
⑫	問合せ	文教課小・中・高校担当(075-414-4517)
⑬	備考	